

国民健康保険

限度額適用認定証
標準負担額減額認定証

申請を忘れずに

国民健康保険の「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」の有効期限は1年間(8月〜翌年7月)です。引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降に国民健康保険課(市役所本庁舎1階)各支所で交付申請をしてください。手続きには国民健康保険証と印鑑が必要です。

限度額適用認定証
窓口負担を
自己負担限度額内に

高額な療養を受けるときに、国民健康保険証と「限度額適用認定証」を医療機関等に提示すると一部負担金の支払いが自己負担限度額内になります。左表

高額療養費の自己負担限度額

Table with 2 columns: 区分, 1カ月あたりの自己負担限度額. Rows include 70歳未満の人, 70歳以上の人 (外来個人ごと, 現役並み所得者, 一般, 住民税非課税世帯).

Table with 3 columns: 区分, 1カ月あたりの自己負担限度額 (外来個人ごと), 現役並み所得者, 一般, 住民税非課税世帯 (区分II, 区分I).

(※1) 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯
(※2) 同一世帯内に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国民健康保険被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国民健康保険被保険者の収入合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」と同様になります
(※3) 同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

標準負担額減額認定証
市民税非課税世帯の
入院時の負担を軽減

一般病床などに入院する場合、入院時の食事代のうち1食につき260円が患者負担になります。ただし、市民税非課税世帯の人が入院するとき、「標準負担額減額認定証」を病院に提示すると減額になります。

療養病棟に入院していても入院医療の必要性の高い状態が続く場合は、一般病床に入院する場合と同じ負担になります。いずれの区分に該当するかは、入院する医療機関に問合せを

参照。

示すと減額になります。



市から

6月市議会が閉会

6月定例市議会は、議案11件を可決するなどして、7月6日に閉会しました。一般質問の内容など概要は8月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。なお、9月定例市議会は8月30日〜10月1日の日程で開かれる予定です。

問合せは議会事務局(0798・35・3380)へ。

自治体の事務を
外部の目でチェック

市は、公認会計士等の外部の専門家による包括外部監査を実施しています。これは、地方分権の推進に合わせ、外部の目から自治体の事務をチェックすることで、監査機能の一層の充実を図るものです。

住宅用火災警報器
設置はお済みですか

本市では、平成23年6月から全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。設置がまだの方は、早急に設置しましょう。設置後は、

官公署から

フェニックス共済に加入を

東日本大震災から約1年4カ月、「フェニックス共済」は、自然災害で被害を受けた住宅の再建や家財の購入などを支援します。負担金・給付金は次のとおりです。

問合せは兵庫県住宅再建共済基金(078・362・9400)へ。

◎住宅再建共済制度
【負担金】年額5000円

◎家財再建共済制度
【負担金】年額15000円
【給付金】全壊:50万円、大規模半壊:35万円、半壊:25万円、床上浸水:15万円

◎税関が保管している引揚者の通貨・証券等の返還について
返還対象は、①終戦後、外地から引き揚げてきた人が上陸港の税関や海運局に預けた通貨・証券等、②外地の終結地の総領事館などに預けられたもののうち日本に送還されている通貨・証券等。返還の申し出は引揚者の家族も可。問合せは神戸税関尼崎税関支署(06・6481・6196)へ

◎その他
地域情報は「宮コ」から
西宮コミュニティ協会は、年6回、地域情報誌「宮コ」を発行しています。市内各地域の編集員が独自に企画・編集しており、学校や自治会等の活動など、地域密着の情報をお届けしています。

花火は場所と時間を考えて

市は、「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時〜翌朝6時は、海岸や公園などでの打ち上げ花火や大きな音の出る花火などを禁止しています。近隣の迷惑にならないようルールを守りましょう。問合せは環境学習都市推進課(0798・49・6401)へ。

公園利用上の注意

公園を利用するときは、次のことに注意してください。問合せは公園緑地課(0798・35・3611)へ。
《公園内での花火》公園でのロケット花火や打ち上げ花火、爆竹など音の出る花火は終日禁止です。花火をするときは、近隣の住民に迷惑がからないようにルールを守り、ゴミは持ち帰りましょう。また、午後10時以降の花火は一切禁止です。
《公園内での球技》少人数のキャッチボールやパスなど、安全で、他の利用者の迷惑にならないことであれば可能です。ただし、バットや硬いボール(硬球・軟球・ソフトボール等)などの使用、試合形式などは、他の人に危険が及ぶため禁止です。

市立墓地の適正な管理を

使用している墓所内は、使用者の責任で清掃など適正な管理をお願いします。ペットは墓地内では放さず、フンは必ず持ち帰ってください。車の場合は、墓参者に注意し、徐行運転をしてください。また、使用者の死亡、お骨の埋葬、墓の工事をするときなどは届け出が必要です。問合せは西宮市都市整備公社斎園管理課(0798・35・3306)へ。

市営住宅入居世帯の皆さんへ
収入申告書等の
提出を忘れずに

今年度の監査テーマは「外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について」です。なお、昨年度の監査結果は、市のホームページ(市政情報)各種行政委員会)に掲載しています。

問合せは総務課(0798・35・3533)へ。

収入申告書等の提出を忘れずに

市は、市営住宅に入居中の全世帯(特別賃貸・県公社住宅・店舗を除く)を対象に、収入調査を行います。8月1日付で申告書などを送付しますので、平成23年中の収入など必要事項を書いて、8月31日(必着)までに返送してください。

25年度の家賃認定に必要ですので、収入の有無にかかわらず必ず提出してください。問合せは住宅家賃課(0798・35・3760)へ。

テレホンガイド
まち知るべ

音声とFAXで行政情報を紹介

にしのみやテレホンガイド「まち知るべ」は、市役所への届け出や手続き方法、施設の使用方法、催し情報などを24時間、音声やFAXで案内するシステムです。電話・FAX番号は次のとおり。

情報メニューは「住民票の請求」や「健康診断」、「施設ガイド」など全166項目です。音声案内に従い、ダイヤルすることで知りたい情報を入力することができ、また、FAXでメニューコードの一覧表を取り出すこともできます(通話料が必要)。ぜひ、まち知るべをご利用ください。問合せは広報課(0798・35・3487)へ。

「まち知るべ」電話・FAX番号
0798・22・3456

まち知るべは、次の3つの項目について、英語による情報提供も行っています。

Nishinomiya Telephone Guide
"Machi Shirube" English Version

0798・22・5554

The Nishinomiya city provides English information on subjects listed below by voice and fax. The service is available 24 hours a day throughout the year. There is a charge for each call. To receive information, please dial 0798・22・5554. When you hear an introductory message and dial 7, information on the following code numbers is given. Dial an appropriate service code number for the information you would like to obtain. To receive information by fax, please dial zero while listening to the message.

- 100 Advice on Living in Japan
101 Sudden Illness and Injury
102 Multilingual Information Services at the Time of Disaster